

2020年度 法科大学院

第1期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式)

試験時間合計 40分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 訴訟手続と非訟手続の違いに関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、訴訟手続では申立てがなくても私人の法律関係に積極的に介入するが、非訟手続では私人の生活関係に介入するのを控える。
2. 訴訟手続では、裁判所が職権で証拠調べをすることはできないが、非訟手続では、裁判所が職権で必要と認める証拠調べをすることができる。
3. 訴訟手続は公開の対審・判決によらないが、非訟手続は公開の対審・判決による。
4. 訴訟手続は実体的義務を確定せず、その義務が存在することを前提としてその具体的内容を定めるが、非訟手続は実体的義務を確定するとともにその具体的内容を定める。

問2 売買契約書中に、当該契約に係る紛争について、A裁判所のみ管轄を認める旨の専属的な合意管轄条項がある場合のその効力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 訴えが法定管轄のあるB裁判所に提起され、被告が管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をした場合であっても、B裁判所は、当該訴訟をA裁判所に移送しなければならない。
2. 訴えがA裁判所に提起された場合であっても、事件の証人が法定管轄のあるB裁判所の管轄区域内に集中しており、訴訟の著しい遅滞を避ける必要があると認めるときには、A裁判所は、当該訴訟をB裁判所に移送することができる。
3. 売買契約書中に、専属的な合意管轄条項の規定を設けても、その効力が認められることはない。
4. 買主の債務不履行のため売主が売買契約を解除した場合、解除により管轄の合意の効力も失われるので、売主は、解除を理由とする目的物の返還を求める訴えを法定管轄のあるB裁判所に提起することができる。

問3 当事者能力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 自己の行為の法的な結果を判断する能力を欠く者は、当事者能力を欠く。
2. 未成年者及び成年被後見人は、当事者能力を欠く。
3. 法人格がなくても、権利能力なき社団として当事者能力が認められる場合がある。
4. 当事者能力が存在しないことが判明したら、原告の請求は棄却される。

問4 訴訟代理人に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 本人訴訟は認められず、訴訟では必ず訴訟代理人がつかなければならない。
2. 簡易裁判所では、弁護士でない者も、裁判所の許可を受けることなく訴訟代理人となることができる。
3. 司法書士のうち、一定の研修を経て能力を認定された者は、簡易裁判所における訴訟手続について訴訟代理業務を行うことができる。
4. 弁護士以外の者を訴訟代理人に選任するときは、本人の3親等以内の親族を訴訟代理人として選任しなければならない。

問5 処分権主義に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 1000万円の貸金返還請求権のうち100万円についてのみ支払を求める訴えを提起することは許される。
2. 300万円の残債務の支払と引換えに抵当権設定登記の抹消登記手続を請求する訴えが提起されたときに、裁判所が、200万円の残債務の支払と引換えに抵当権設定登記の抹消登記手続を命ずる判決をすることは許される。
3. 100万円の貸金返還債務のうち30万円を超えては債務が残存していないことの確認を求める債務不存在確認訴訟において、裁判所が、40万円を超えて債務が存在しないとの判決をすることは許される。
4. 借地契約の終了に基づき建物収去土地明渡しを請求する訴えにおいて、被告が建物買取請求権を行使したときは、裁判所が、被告に建物退去土地明渡しを命ずる判決をすることは許される。

問6 裁判上の自白に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 自白の成立には、口頭弁論において、事実上の主張としての陳述がなされねばならず、弁論準備手続における陳述で自白が成立することはない。
2. 自白の撤回は、第三者の刑事上罰すべき行為によって自白をした場合にもすることができる。
3. 書証の成立の真正についての自白は、裁判所を拘束することはない。
4. 間接事実についての自白は、裁判所を拘束することはない。

問7 民訴法220条4号ニの「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」(以下「自己利用文書」という。)に関する次の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 銀行において支店長等の決裁限度を超える規模、内容の融資案件について本部の決裁を求めるために作成され、融資の内容に加えて、銀行にとっての収益の見込み、融資の相手方の信用状況、融資の相手方に対する評価、融資についての担当者の意見、審査を行った決裁権者が表明した意見などが記載される文書である貸出稟議書は、特段の事情がない限り、自己利用文書に当たらない。
2. 信用組合の作成した貸出稟議書の所持者が、預金保険機構から委託を受け、同機構に代わって、破たんした金融機関等からその資産を買い取り、その管理及び処分を行うことを主な業務とする株式会社であり、経営が破たんした信用組合からその営業の全部を譲り受けたことに伴い、貸出稟議書を所持するに至ったものであること、その信用組合は、清算中であって、将来においても、貸付業務等を自ら行うことはないこと、所持者は法律の規定に基づいてその信用組合の貸し付けた債権等の回収に当たっているものであって、当該貸出稟議書の提出を命じられることにより、所持者において自由な意見の表明に支障を来しその自由な意思形成が阻害されるおそれがあるものとは考えられないことという事実関係等の下では、当該貸出稟議書につき、自己利用文書に当たるとはいえない特段の事情がある。
3. 銀行の営業関連部、個人金融部等の本部の担当部署から各営業店長等にあてて発出されたいわゆる社内通達文書につき、その内容は、変額一時払終身保険に対する融資案件を推進するとの一般的な業務遂行上の指針を示し、あるいは、客観的な業務結果報告を記載したものであり、取引先の顧客の信用情報や銀行の高度なノウハウに関する記載は含まれておらず、その作成目的は上記の業務遂行上の指針等を銀行の各営業店長等に周知伝達することにあるなどの事実関係の下においては、当該文書は、自己利用文書に当たらない。
4. 銀行が、法令により義務付けられた資産査定的前提として、監督官庁の通達において立入検査の手引書とされている「金融検査マニュアル」に沿って債務者区分を行うために作成し、保存している資料は、自己利用文書に当たらない。

問8 単純併合に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 物の給付請求と、その給付について強制執行の目的を達成できない場合にこれに代えてその価額に相当する金銭の支払請求との併合は、単純併合である。
2. 妻の夫に対する悪意の遺棄を理由とする離婚請求と不貞な行為を理由とする離婚請求との併合は、単純併合である。
3. 売買契約の売主が、売買契約の有効を前提とする売買代金請求と売買契約の無効を前提とする引渡目的物の返還を求める請求との併合は、単純併合である。
4. 所有権に基づく物の引渡請求と占有権に基づく同一物の引渡請求との併合は、単純併合である。

問9 固有必要的共同訴訟に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 共同相続人間における遺産確認の訴えは、固有必要的共同訴訟と解するべきである。
2. 共同相続人が、他の共同相続人に対し、その者が被相続人の遺産につき相続人の地位を有しないことの確認を求める訴えは、固有必要的共同訴訟と解するべきである。
3. 土地の所有者が、その所有権に基づいて、当該土地上にある建物の所有権を共同相続によって取得した者らに対し、当該建物の収去及び当該土地の明渡しを求める訴えは、固有必要的共同訴訟と解するべきである。
4. 一個の物を共有する数名の者全員が、共同原告となり、いわゆる共有権（数人が共同して有する一個の所有権）に基づき、その共有権を争う第三者に対し、共有権の確認を求める訴えは、固有必要的共同訴訟と解するべきである。

問10 訴訟承継に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 有限会社社員の提起した社員総会決議無効確認訴訟の係属中に、当該社員が死亡した場合、相続により持分を取得した相続人が訴訟手続を承継する。
2. 土地賃貸人が賃貸借契約の終了を理由に土地賃借人に対して建物収去土地明渡しを求める訴訟の係属中に、土地賃借人から当該建物を賃借し、これに基づき当該建物及びその敷地の占有を承継した者について、訴訟引受が認められることはない。
3. 権利承継人が参加承継をするときは、独立当事者参加の形式で当事者になる。
4. 裁判所は、当事者からの訴訟引受の申立てに対し、当事者及び承継人たる第三者を審尋し、決定で、その拒否の裁判をする。

[刑事訴訟法]

問1 逮捕に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 検察官及び司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕することができる。
2. 司法警察員が被疑者を逮捕した場合で、留置の必要があると思料する事件については、身体拘束後24時間以内に検察官送致の手続をしなければならない。
3. 司法警察員は、事件を検察官に送致した後においても、検察官の具体的指揮権のもとで捜査を行うことができる。
4. 検察官は、逮捕状により逮捕された被疑者を司法警察員から受け取った場合、留置の必要がないと思料するときは直ちに被疑者を釈放しなければならない。

問2 職務質問に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、何らかの犯罪を犯したと疑うに足りる相当な理由のある者を停止させて質問することができる。
2. 警察官は、職務質問をするため、その者を付近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。
3. 警察官は、職務質問において、有形力を行使することは一切許されない。
4. 職務質問に付随する行為として、所持品検査をすることが許される場合がある。

問3 捜索等に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 検察官及び司法警察員は、捜索令状により、捜索することができる。
2. 司法警察員は、捜索すべき場所を会社事務所とする捜索差押令状により同事務所を捜索するときは、同事務所にある金庫内を捜索することができる。
3. マンションの居室を捜索すべき場所とする捜索差押令状により、その居室にいる者が携帯するカバンの中を捜索することが許されることはない。
4. 捜索、差押えに立会人が必要な場合、被処分者の住居の管理人を立会人にすることもできる。

問4 弁護人の接見交通に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 接見交通権は、身体の拘束を受けている被疑者が弁護人と相談し、その助言を受けるなど弁護人から援助を受ける機会を確保する目的で設けられたものである。
2. 被疑者の弁護人は、身体を拘束された被疑者と立会人なくして接見することができる。これは勾留中の被疑者と親族との接見についても同様である。
3. 捜査機関は、弁護人から被疑者との接見の申出があったときは、被疑者と弁護人の接見の日時、場所等を指定することができる。
4. 裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、被疑者と家族等との接見を禁止することができる。この場合でも、弁護人は被疑者と接見することができる。

問5 裁判員裁判に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判員裁判事件については、公判前整理手続が必ず実施される。
2. 裁判員は、犯罪事実の認定に関する事項について、裁判長に告げて、被告人に対し直接質問することができる。
3. 裁判員裁判の対象事件の被告人は、裁判員裁判ではなく、裁判官のみの合議体による審理を受けることを申し立てることができる。
4. 裁判員裁判により言い渡された判決につき、検察官は、刑の量刑が不当であることを理由として、控訴の申立てをすることができる。

問6 公訴提起に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 検察官は、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑が十分にあると思料するときは、必ず公訴を提起しなければならない。
2. 検察官は、立証の難易等諸般の事情を考慮し、一罪を構成する行為の一部のみを起訴することができる。
3. 裁判所は、公訴の提起があったときは、遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない。
4. 起訴状には、被告人の氏名を記載しなければならないが、被告人の氏名が判明しない場合でも、公訴を提起することができる。

問7 訴因に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 公訴事実、訴因を明示してこれを記載しなければならない。
2. 訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない。
3. 数個の訴因及び罰条がある場合に、それらを予備的に又は択一的に記載することができる。
4. 裁判所は、審理対象の設定について検察官に裁量権があるので、検察官に対して訴因を変更すべきことを命ずることはできない。

問8 証拠調べ手続に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 検察官は、証拠調べのはじめに、証拠により証明すべき事実を明らかにしなければならない。
2. 証拠の取調べ請求は、証拠と証すべき事実との関係を具体的に明示して行わなければならない。
3. 弁護人は、公判期日において、被告人が取調べを請求する意思がない証拠については、その証拠調べを請求することができない。
4. 被告人の公判廷外の自白については、犯罪事実に関する他の証拠が取り調べられた後でなければ、その取調べを請求することはできない。

問9 自白に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 不当に長く抑留又は拘禁された後の自白は、その証拠能力が否定される。
2. 被疑者に対し黙秘権の告知を欠いたまま取調べを行い得られた自白は、黙秘権を侵害して得られた自白として、証拠能力を否定される場合がある。
3. 捜査官が、被疑者の両手に手錠を掛けたまま取調べをし、その結果被疑者がした自白は、任意の供述が期待できないものと推定される。
4. 被告人の自白に任意性が認められる場合には、常に、その証明力（信用性）が認められる。

問10 伝聞法則に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 伝聞証拠の証拠能力が否定される理由の一つとして、反対尋問によるチェックができないことが挙げられる。
2. 伝聞法則となるか否かの判断は、要証事実との関係で、その内容の真実性が問題となるかどうかによる。
3. 犯行の計画内容が記載されたいわゆる謀議メモは、そのような記載のあるメモが存在したこと自体を謀議の存在の状況証拠として使用する場合であっても、伝聞証拠に該当する。
4. 被告人Aの名誉棄損を立証するための、被告人Aの「犯人はXだ。」という供述を含む証人Bの証言は、伝聞証拠には該当しない。